

勤務医でも加入OK

配偶者・子どもの加入OK

少ない掛金でワイドな保障！  
万が一の死亡・高度障害に備える

# グループ生命保険

利益は加入者に！ 2022年は年間保険料の **約7割** を加入者に還元

先生がご加入のグループ生命保険は、毎年決算で剰余金があれば、**配当金**として還元しています。

今年は約69.4%を還元（例えば年間10万円の保険料に対し約69,400円を還元）しました。生命保険料控除も併せると、安い掛金を実質さらに安くなります。913人が加入する団体共済制度だからできる安全・安心の保障です。



今後もぜひ加入を継続して  
おトクを実感してください

この10年間の還元率平均は  
**29.10%**

## 直近の配当実績

年	配当金還元率 → 月額保険料の	
2022年	約 69.4%	約 8.3ヵ月分
2021年	約 15.8%	約 1.8ヵ月分
2020年	—	—
2019年	約 11.8%	約 1.4ヵ月分
2018年	約 19.7%	約 2.3ヵ月分
2017年	約 31.1%	約 3.7ヵ月分
2016年	約 36.8%	約 4.4ヵ月分

\*還元率とは年間保険料に対する配当金の割合です。

保険料は年齢により変わります。今年度の保険料を表でご確認ください。

年齢別 月額保険料	死亡・高度障害 保険金額		配偶者		本人及び配偶者		本人					
	500万円		1,000万円		2,000万円		3,000万円		4,000万円		5,000万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～35歳 (S62.6.2～H20.6.1生)	475円	305円	950円	610円	1,900円	1,220円	2,850円	1,830円	3,800円	2,440円	4,750円	3,050円
36～40歳 (S57.6.2～S62.6.1生)	605円	510円	1,210円	1,020円	2,420円	2,040円	3,630円	3,060円	4,840円	4,080円	6,050円	5,100円
41～45歳 (S52.6.2～S57.6.1生)	820円	625円	1,640円	1,250円	3,280円	2,500円	4,920円	3,750円	6,560円	5,000円	8,200円	6,250円
46～50歳 (S47.6.2～S52.6.1生)	1,175円	885円	2,350円	1,770円	4,700円	3,540円	7,050円	5,310円	9,400円	7,080円	11,750円	8,850円
51～55歳 (S42.6.2～S47.6.1生)	1,710円	1,195円	3,420円	2,390円	6,840円	4,780円	10,260円	7,170円	13,680円	9,560円	17,100円	11,950円
56～60歳 (S37.6.2～S42.6.1生)	2,470円	1,515円	4,940円	3,030円	9,880円	6,060円	14,820円	9,090円	19,760円	12,120円	24,700円	15,150円
61～65歳 (S32.6.2～S37.6.1生)	3,780円	2,010円	7,560円	4,020円	15,120円	8,040円	22,680円	12,060円	30,240円	16,080円	37,800円	20,100円
66～70歳 (S27.6.2～S32.6.1生)	5,605円	2,710円	11,210円	5,420円	22,420円	10,840円						
継続加入	71歳 (S26.6.2～S27.6.1生)	7,335円	3,595円	14,670円	7,190円							
	72歳 (S25.6.2～S26.6.1生)	8,115円	4,005円	16,230円	8,010円							
	73歳 (S24.6.2～S25.6.1生)	9,020円	4,485円	18,040円	8,970円							
	74歳 (S23.6.2～S24.6.1生)	10,070円	5,015円	20,140円	10,030円							
	75歳 (S22.6.2～S23.6.1生)	11,310円	5,590円	22,620円	11,180円							

子ども	加入年齢	保険金額	月額保険料
	3歳～22歳 (H12.6.2生～R2.6.1生)	400万円	280円

★「制度の概要」はウラ面をご確認ください

「何でも相談会」も定期開催中！ ★

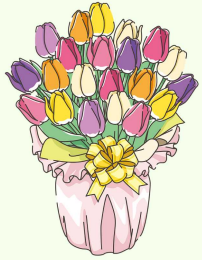
# 制度の概要

## \*\* 今年度の保険期間 \*\*

1年間（2022年12月1日～2023年11月30日）

以後、申し出がない限り自動的に更新となります（中途加入者については効力発生日から2023年11月30日までで、以後自動更新となります）。

## \*\* 効力失効日 \*\*



保険料が2ヵ月にわたって引落しできず、かつ協会の指定口座への振込みがなされなかった場合、最初の引落しできなかった月の末日に自動的に脱退となります。

### 【保険料取扱銀行】

十八親和・長崎・佐賀・西日本シティ・三菱UFJ・みずほ

## \*\* 保険金額の変更 \*\*

すでに加入されている保険金額の増額・減額は、更新普及期間中（毎年8月20日～10月10日）のみ取扱います（配偶者も同様）。

## \*\* 配当金 \*\*

① 1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じたときには配当金として還元される仕組みになっています。ただし、年度途中で脱退した場合は配当金を支払いません。

② 配当金は、各取扱生命保険会社のお支払時期の前年度決算及び引受金額により決定しますので、将来お支払する配当金額は確定していません。

## \*\* 中途脱退 \*\*

① 途中で脱退される場合の保障は脱退月で終了します。

② 本人が死亡（高度障害）あるいは脱退した場合は、配偶者・お子さまも同時脱退となります。



## \*\* 保険金の支払い \*\*

保険期間中に死亡、もしくは高度障害状態の1つに該当した場合、死亡保険金受取人（被保険者の定めた方）、または高度障害保険金受取人（被保険者）にお支払いします。

■ 死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。なお、**遺言による死亡保険金受取人変更はできません。**

■ 死亡保険金、高度障害保険金を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

## \* 法人加入について

医療法人などが保険料を負担し当該医療法人の理事である会員（配偶者・子ども）を被保険者とします。法人が負担した保険料は、原則として全額損金（経費）に算入できます。



保険金は医療法人が受け取り、当該理事の遺族に弔慰金、退職金として支払われますが、その金額は勤続年数などが関係し、保険金全額が支払いになるとは限りませんので、法人で掛けるか、個人で掛けるかは慎重に判断してください。

保険金受取人が法人の場合、保険金請求時に被保険者の遺族（高度障害保険金は被保険者）の了解が必要になります。

## 何でも相談会のおしらせ

グループ生命保険のことはもちろん、「保険医年金の現在の積立金はいくら？5年後に年金で受け取る場合はいくらになる？節税対策は？」「休業保障はコロナ疑いで休診しても出るの？」など、なんでも相談できる相談会を定期的を開催しています。



と き：2023年3月29日（水）

19：00～21：00 一枠30分以内

と ころ：保険医協会会議室

またはオンライン（ZOOM）

定 員：先着4組

内 容：共済制度に関するご相談

対 応：嶋 賢治顧問税理士（同席希望の場合）

共済担当事務局

申込は**完全予約制**です。ご希望の方は、**2023年3月22日（水）までに**共済部までご連絡ください（締切厳守）。

【お問い合わせ先】長崎県保険医協会 共済部

〒850-0056 長崎市恵美須町2-3 フコク生命ビル2F



電話 095(825)3829

FAX 095(825)3893

nagasaki-hok@doc-net.or.jp